

御注意

2 1

「法人税額の計算」の各欄は、次に記載することになりますので、御注意ください。
① 協同組合等については、「次」の「39」から「41」までの各欄に記載します。
② 期末における組合員その他の構成員、上記以外50万人以上の協同組合等には、「35」から「38」までの各欄に記載します。
③ 店舗にて行う物品供給事業に係る収入金額が年1,000億円以上

平成 年 月 日 税務署長殿		所管	業種目	概況書	要否	別表等	※		青色申告	一連番号						
納税地	電話() -			事業種目	円			税務署	整理番号							
法人名				期末現在の出資金の額				署	事業年度(至)	年 月 日						
代表者自署押印	(印)			経理責任者自署押印	(印)			処	売上金額	兆 十億 百万						
代表者住所				旧納税地及び旧法人名等				理	申告年月日	年 月 日						
				添付書類	貸借対照表、損益計算書、損益金処分表、勘定科日内訳明細書、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書			欄	通信日付印	確認印	庁指定	局指定	指導等	区分		
								申告区分								
								法人税	期限	修正	地方法人税	期限	修正			

平成 年 月 日 事業年度分の法人税
申告書
平成 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税
申告書

翌年以降送付要否 (要) (否) 適用額明細書提出の有無 (有) (無)
税理士法第30条の書面提出有 (有) (無) 税理士法第33条の2の書面提出有 (有) (無)

この申告書による法人税額の計算

所得金額又は欠損金額 (別表四「48」の①)	1	十億 百万 千 円	控除税額の計算	12	十億 百万 千 円
法人税額 (45)又は(48)	2		所得税の額 (別表六(一)「6」の③)	12	
法人税額の特別控除額 (別表六(六)「24」+別表六(七)「13」+別表六(八)「22」+別表六(十)「23」+別表六(十一)「23」+別表六(十二)「30」+別表六(十三)「24」+別表六(十四)「22」+別表六(十五)「25」+別表六(十六)「25」+別表六(十七)「15」+別表六(十八)「16」+別表六(十九)「22」+別表六(二十)「13」+別表六(二十一)「21」+別表六(二十二)「24」+別表六(二十三)「12」)	3		外国税額 (別表六(二)「16」)	13	
差引法人税額 (2)-(3)	4		計 (12)+(13)	14	
リース特別控除取戻税額 (別表六(二十五)「31」)	5		控除した金額 (10)	15	
課税土地譲渡利益金額 (別表三(二)「24」+別表三(二の二)「25」+別表三(三)「20」)	6		控除しきれなかった金額 (14)-(15)	16	
同上に対する税額 (17)+(18)+(19)	7		土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)	17	
法人税額計 (4)+(5)+(7)	8		同上 (別表三(二の二)「28」)	18	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	9		同上 (別表三(三)「23」)	19	
控除税額 ((8)-(9))と(14)のうち少ない金額	10		所得税額等の還付金額 (16)	20	
差引この申告により納付すべき法人税額 (8)-(9)-(10)	11		欠損金の繰戻しによる還付請求税額	21	外
			計 (20)+(21)	22	外
			この申告前の所得金額又は欠損金額 (51)	23	
			この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (55)	24	外
			欠損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七(一)「4」の計+別表七(二)「9」若しくは「21」又は別表七(三)「10」)	25	
			翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金 (別表七(一)「5」の合計)	26	

この申告書による地方法人税額の計算

課税標準法人税額 (8)+(8の外書)	27	十億 百万 千 円	この申告による還付金額	32	外
所得地方法人税額 (50)	28		この申告前の課税標準法人税額 (58)	33	
外国税額の控除額 (別表六(二)「48」)	29		この申告により納付すべき地方法人税額 (61)	34	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	30				
差引確定地方法人税額 (28)-(29)-(30)	31				
剰余金・利益の配当 (剰余金の分配)の金額			還する金融機関等	銀行 本店・支店 出張所 預金 金庫・組合 本所・支所 農協・漁協	
剰余財産の最後の分配又は引渡しの日	平成 年 月 日	決算確定の日	口座番号	ゆうちょ銀行の貯金記号番号	-

法 0301-0102

税理士 署名押印 (印)

別表一(二) 公益法人等(一般社団法人等を除く。)及び協同組合等の分………平二十六・十一以後開始事業年度等分